

～公平性を確保するために～

## 町営住宅および特定公共賃貸使用料等の滞納整理を強化しています

☎生活衛生課 公営住宅班  
☎ 0820 (79) 1010  
税務課 徴収対策班 (直通)  
☎ 0820 (74) 1031

町営住宅および特定公共賃貸使用料等は、世帯全員の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じて算出しています。

町営住宅及び特定公共賃貸住宅使用料等の納期限は、毎月末日、12月のみ25日(土日祝日の場合は翌日以降の最初の平日)となっていますが、納期限内にお支払がない場合は、督促状や催告書を発送し、電話や訪問による指導のほか、連帯保証人に納付指導等のご協力をお願いすることにな

ります。また、滞納額が増えますと、住宅の明渡し請求を行う場合もあります。

なお、平成30年度以前の町営住宅等使用料等のお支払については、生活衛生課公営住宅班および税務課徴収対策班にて徴収していますが、一括してお支払できない場合は、お申し出によって分納もできることになっていますので、ご相談ください。

町営住宅等は、皆さまの大切な税金により建設されていますので、必ず納期限内にお支払ください。

## 水道課・下水道課からのお知らせ

### 水道料金および下水道使用料が変更になります

消費税および地方消費税の率が8%から10%に改正されることに伴い、水道料金や下水道使用料が下記のとおり変更になります。(新規加入金も変更となります。詳しくは水道課まで)

9月以前から継続的に使用されているお客様については12・1月検針分から、10月から新たに使用を開始されるお客様については10・11月検針分からとなります。

#### ■水道料金 (1期2カ月)

用途区分	料金区分	9月30日まで	
		旧料金 (消費税8%込)	
一般用	基本水量 12 m <sup>3</sup> まで	2,263 円	
	超過 1 m <sup>3</sup> につき	258 円	
臨時・船舶用	1 m <sup>3</sup> につき	486 円	



10月1日から	
新料金 (消費税10%込)	
2,305 円	
262 円	
495 円	

#### ■下水道使用料 (1期2カ月) (農業集落排水および漁業集落排水使用料を含む)

用途区分	使用料区分	9月30日まで	
		旧料金 (消費税8%込)	
一般汚水	排水汚水量 12 m <sup>3</sup> まで	2,376 円	
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	13 ~ 40 m <sup>3</sup>	226 円
		41 ~ 60 m <sup>3</sup>	172 円
		61 m <sup>3</sup> ~	151 円



10月1日から	
新料金 (消費税10%込)	
2,420 円	
231 円	
176 円	
154 円	

#### ■変更される利用月別料金および使用料の納期限等

料金が8%から10%にかわる時期	利用月	検針月	納期限・口座振替日	
			水道	下水道
9月以前から継続的に使用されている場合	12・1月分	1月末	3月末日	4月末日
10月から新規または名義変更(相続を除く)の場合	10・11月分	11月末	1月末日	2月末日

■問い合わせ 水道課 管理班 ☎ 0820 (79) 1011 / 下水道課 ☎ 0820 (79) 1014